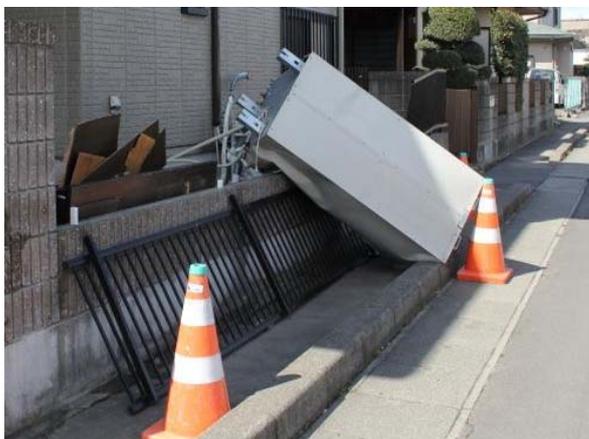


給湯設備の転倒防止対策（告示改正）について

1. 背景

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により住宅に設置されていた電気給湯器の転倒被害が多数発生。国民生活センターからの報告（平成23年7月21日）によると、電気給湯器の転倒被害の相談96件。転倒被害として確認された多くは貯湯タンクを有する製品であり、アンカーボルト等により固定されていなかった、不十分なアンカーボルトを使用していたなどが主な転倒原因であった。

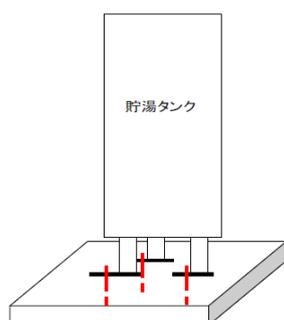
今般、これを踏まえ、給湯設備の転倒等の防止を図るため、関係告示（平成12年建設省告示第1388号）の改正を行った。



一般住宅での転倒被害例（出典：日経ホームビルダー）



転倒した電気温水器の貯湯タンクの状況
（出典：国民生活センター）



赤の部分がアンカーボルト。機器と土台とを固定するもの。アンカーボルトの種類や固定の方法は設置指示書による

アンカーボルトのイメージ（出典：国民生活センター）



転倒後のアンカーボルト（出典：国民生活センター）

2. 改正告示の内容

(1) 基準の内容

- ・大規模地震に対して、電気給湯器その他の給湯設備（屋上水槽等に該当するものを除く。以下単に「給湯設備」という。）が転倒・移動しないことを目的とする。
- ・満水時の総質量が15kgを超える給湯設備を対象とする。
- ・具体的には、給湯設備の地震に対して安全上支障のない構造は、周囲に丈夫な壁又は囲いを設ける場合その他給湯設備の転倒、移動等により人が危害を受けるおそれのない場合を除き、次のいずれかによることとする。

(2) 仕様ルート

総質量等の区分に応じたアンカーボルト等の種類及び本数を規定。

①給湯設備の底部のみを固定する場合

設置場所の欄、給湯器等の質量の欄及びアスペクト比の欄の区分に応じ、表に掲げるアンカーボルトの仕様、本数にて建築物の部分等に緊結する。

②給湯設備の上部及び底部を固定する場合

設置場所の欄、給湯設備の質量の欄及び上部の固定方法の欄に応じ、給湯設備の底部を表に掲げるアンカーボルトの仕様、本数にて建築物の部分等に緊結する。

③給湯設備の壁面に固定する場合

設置場所の欄及び給湯設備の質量の欄の区分に応じ、アンカーボルトや木ねじで建築物の壁面へ緊結する。

(3) 計算ルート

地震により生ずる力に対して安全上支障のないことを計算により確認することを規定。ただし、特別な調査等の結果に基づき確認することができる場合は除く。

【設計用標準震度】

- ・上層階及び屋上（建築物の階数に応じて規定） : 1.0
- ・中間階 : 0.6
- ・地階及び一階並びに敷地の部分 : 0.4

3. 公布・施行日

公布：平成24年12月12日

施行：平成25年 4月 1日